別表第一（第六条関係）

機械等の種類	現品その他型式検定を受けるために必要なもの	数
（略）	（略）	（略）
令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	（略）	（略）
令第十四条の二第十四号に掲げる機械等	現品	四（ルーズフィット形にあつては、一）
	吸収缶以外の部分が型式検定に合格した型式の機械等の吸収缶以外の部分と同一であるもの	吸収缶（防じん機能を有するものを除く。）	十四
		吸収缶（防じん機能を有するものに限る。）	二十二
	その他のもの	現品	七
		吸収缶（防じん機能を有するものを除く。）	十四
		吸収缶（防じん機能を有するものに限る。）	二十二（PL3又はPS3にあつては二十八。）
		吸収缶（捕集効率が九十九・九パーセント以上のものに限る。）	九
		排気弁及び弁座（排気弁を有するものに限る。）	三

別表第二（第八条関係）

種類	設備
（略）	（略）
令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	（略）
令第十四条の二第十四号に掲げる機械等	一　漏れ率試験設備 二　騒音試験設備 三　吸収缶の気密試験設備 四　除毒能力試験設備 五　公称稼働時間試験設備

別表第一（第六条関係）

機械等の種類	現品その他型式検定を受けるために必要なもの	数
（略）	（略）	（略）
令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

別表第二（第八条関係）

種類	設備
（略）	（略）
令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	（略）
（新設）	（新設）